

「公共汚水ます等設置申請書」の 様式が変わりました。

東浦町公共汚水ます等設置に関する要綱の一部改正に伴い、様式を改めました。

改正後の「公共汚水ます等設置申請書」は、公共汚水ますや取付管を、新たに設置、変更、増設する場合に作成します。

※様式「公共汚水ます等設置承諾書」、「公共汚水ます等増設・移設申請書」は廃止されました。

新しい様式をご確認ください。

**設置する費用に、公費負担があるかどうかについては、
今後も必ず、事前に当方にお問い合わせをお願いします。**

「公共汚水ます等設置の費用負担に関する事前相談」を作成願います。

公費負担が可能かどうかをお問い合わせは、
「公共汚水ます等設置の費用負担に関する事前相談」の作成をお願いします。

ご記入等頂いた内容を確認させていただき、ご回答いたします。（即日お返事できない場合もあります。）

ただし、その後に確認させていただいている内容に相違があると、回答が異なることがあります。
予めご了承ください。

**※開発行為のうち区画の変更を行う場合（500㎡以上、許可の必要の有無に関わらず）
については、公費負担はできなくなりました。**